

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第5回）

令和4年5月13日

【鎌田座長】 それでは、定刻となりましたので、遅れている先生方もいらっしゃるかと思いますが、ただいまより、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第5回）を開催いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、オンラインでの開催としております。

お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。座長を務める鎌田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 事務局の中山です。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議資料についてですが、メールでお送りしておりますほか、文化庁のホームページにも掲載しておりますので、どちらか御確認いただきながら進めなければと思います。よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず検討会議の取りまとめ（案）についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 よろしくお願ひいたします。少しお時間をいただきまして、私から資料2について御説明させていただきます。資料2を御覧ください。本検討会議の取りまとめ（案）について御説明させていただきます。

資料としては、この検討会議の取りまとめ（案）と、別添としてスタッフと実演家の契約書のひな型例及び解説の案となっております。

前回の第4回検討会議では、取りまとめの骨子（案）と、契約書のひな型等の（案）について御議論いただいたところです。本日の会議では、検討会議の取りまとめ（案）について、鎌田座長と御相談しつつ、前回の検討会議で委員の皆様からいただいた御意見を踏まえた修正、文化庁内やオブザーバー府省庁による確認及び修正、それに加えて、骨子（案）の中で目次のみであったところを追記したものを取りまとめ（案）としてお示ししております。

それでは、前回の検討会議からの主な修正点、骨子（案）から追記したところを中心にか

いつまんで御説明させていただきます。

まず表紙の表題ですが、本検討会議では、契約に関する改善の方向性や、契約において明確にすべき基本的な項目や考え方などを示していることから、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）という形にしております。

2ページを御覧ください。目次についてですが、前回の骨子（案）から、Vの実効性確保の方策のところで、前回の骨子（案）から1、2、3の順番を入れ替えておりますが、それ以外は特に修正しておりません。

3ページを御覧ください。「はじめに」のところです。まず1のガイドライン策定の背景について記載するとともに、その下の2のガイドラインの目的についてですが、検討会議の取扱要項の趣旨の書きぶりを参考にしながら記載しております。

4ページを御覧ください。真ん中から下のIIの文化芸術分野における契約上の課題のところです。こちらについては、前回、項目のみでしたが、検討会議での委員の方々からの御意見をこれまで検討課題、論点整理として整理しておりましたけれども、これを踏まえて記載しております。

まず1の契約の書面化が進まない理由として、これまでの関係者間の信頼関係や従来の慣習等により、口頭による契約で業務が行われることが多く、それでも業務に大きな支障が生じることがなかったこと等がこれまで書面化が進んでこなかった大きな要因であると考えられます。

その下の「また」の段落のところですが、文化芸術分野の契約は様々であり、事業者等多くの芸術家等と多様な契約を交わす必要があり、一律の対応が難しく事務的な負担も大きいとしております。

5ページを御覧ください。一番上のところですが、業務内容が創作過程で変わることもあり、事業者等は契約時に業務量等の詳細を正確に見積もることが困難なこと、収入は、チケットの売上等に基づくため、資金調達の見通しも立てづらいこと、芸術家等も契約という事務的な手続に時間を割くよりも本来の活動に専念したいという者もいるとしております。

次に、2の曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題です。一番上ですが、口頭での契約や取決め内容が不十分な場合には、芸術家等に予期せぬ不利益が生じることがあること、特にコロナ禍では契約書がないために報酬額等が証明できないなどの課題も生じていること。

2段落目、「また」のところですが、弱い立場になりがちな芸術家等は、交渉や協議を求め

たら業界内で冷遇されてしまうのではないか等の不安から、交渉せずに業務を受けてしまったり、交渉もせずに諦めてしまったりすることもあること。

3段落目、「このため」のところですが、契約書があっても芸術家等が不利益を被ったり、トラブルに発展したりすることもあること、事故防止やハラスメント等に関する内容が不十分であることを指摘しております。

次に、Ⅲの課題を踏まえた改善の方向性についてです。こちらについては、骨子（案）の際には、改善の方向性を導くために課題についても記載しておりましたが、Ⅱの契約上の課題と内容が重複するため、ここでの課題の記載は最小限にしました。改善の方向性に関する記載の内容については、骨子（案）からは特に変更しておりません。

次に、Ⅳの契約において明確にすべき事項等に移ります。

7ページを御覧ください。一番下の（3）の不可抗力の「また」の段落、最後の行ですが、前回、前田委員から、ここは公演中止後の内容であって、前段とは時期が異なるのではないかという御指摘を踏まえ、公演等の中止、延期決定後ということが分かるように修正しております。

8ページを御覧ください。（4）の安全・衛生です。1段落目で、前回、寺田委員からの妊婦への配慮に関する御意見、森崎委員からの学業への配慮に関する御意見を踏まえまして、追記しております。

10ページを御覧ください。下から3つ目の丸、秘密保持等に関する条項です。前回、福井委員からの専属性につながるような過剰な排他性の条件がされていないかということについて注意喚起してはどうかという御意見を踏まえまして、この項目は、前回の骨子（案）の際には秘密保持義務のみでしたが、競業避止義務、専属義務等を加えて、フリーランスガイドラインの書きぶりを参考にしつつ、記載を見直しております。

その下の丸、中途解約に関する条項について、前回、芦野委員からの不当な損害賠償条項に関する御意見を踏まえ、追記しております。具体的には真ん中の行ですが、「その際、中途解約の妨げになるような著しく過大な損害賠償額を設定しないよう留意する必要がある」と追記しております。

その下の紛争解決に関する条項です。前回、福井委員からの管轄や準拠法に関する御意見を踏まえ、項目を新たに追加し、記載をしております。

11ページを御覧ください。3の契約書のひな型及び解説についてです。4段落目の「これらは」のところです。前回、佐藤委員と塚口委員からのスタッフと実演家の両方にまたがる者

についても分かるように言及したほうがいいのではないかという御意見を踏まえ、追記しております。具体的には、「職種によっては」のところで記載しております。

次に、Vの実効性確保の方策についてです。こちらについては、前回の検討会議におきまして、委員の皆様から様々御意見をいただいたところです。実効性の確保が重要だということで、内容として現場に丸投げ感がある、記述が薄いのではないか、関係行政機関の取組も入れるべきではないか等の様々な御意見を踏まえ、記載を見直し、増やしております。

まず冒頭に、総論的な記載を追記しております。実効性を高めていくための取組が不可欠であり、官民一体となって中長期的に継続して取り組んでいく必要があること、行政においては本ガイドラインが活用されるよう尽力すること、取組を推進することと記載しております。

12ページを御覧ください。先ほど目次のところでも御説明しましたが、項目の順番を入れ替えて、行政の取組を最初に持つてきました。行政の取組としては、継続的な取組が欠かせないこと、また、文化庁の取組に加えまして、関係行政機関においても法令に基づいた適切な対応について記載しております。

2の団体等に期待される事項については、文化芸術団体や業界団体が果たす役割が大きいということ、3の芸術家等に期待される事項については、最後のなお書きのところで、芸術家等は受注者としてだけでなく発注者として契約当事者となり得ることについても追記しております。

最後、「おわりに」です。2段落目、人口減少社会のところですが、文化芸術の各分野が持続的な成長を遂げていくためには、次代の文化芸術の担い手である若者にとって魅力ある環境を整備していくことが不可欠であるということ、13ページに移りますが、契約の書面化の推進や取引の適正化を促進することは、その基盤となるものであること。

次の段落、今回の検討会議の議論では、のところですが、多くの委員から実効性の確保が何よりも重要であるとの指摘がなされたこと、特に、実効性の確保のための取組が進められることを期待するとしております。

そして、最後の段落では、文化庁においては、引き続き課題を把握しながら、芸術家等が安全・安心して活躍できる環境整備に向けて、契約に関する更なる検討など環境改善のための取組が進められることを期待するとしております。

次、別添のスタッフと実演家の契約書のひな型例及び解説（案）に移ります。別添を御覧ください。オンラインで少し見づらいと思いますが、スタッフと実演家のひな型例を双方、

並べつつ御参照しながら、お聞きいただければと思います。

それでは、主な修正点について御説明いたします。

スタッフの1ページと実演家の12ページを御覧ください。冒頭の3つの丸は、特段修正しておりません。また、業務内容のひな型例の中身についても特に修正はしておりません。

スタッフの3ページと実演家の14ページを御覧ください。まず2点、実演家のひな型例のところで訂正をお願いしたいと思います。

1点目ですが、ひな型例の真ん中から下の第2項のところ、諸経費に関する記載について、丸の後の「等」は削除をお願いします。2点目ですが、解説の下から3つ目の黒丸がありますが、文頭に「なお」と追記をお願いします。すみませんでした。

説明に戻ります。第2項、第3項の諸経費に関する記載ですが、前回、福井委員からのどちらか一方をバスケット的な規定にすることも考えられるのではないかという御意見を踏まえ、第2項で明確に決まっているものについては、スタッフまたは実演家の負担、そのほかについては、第3項で発注者の負担という形で修正しております。

また、解説の下から3つ目の黒丸ですが、前回、福井委員からの報酬の決定方法の記載があってもいいのではないかや、団体協約、集中管理に関する御意見を踏まえ、なお書きで追記しております。

また、本日の資料には出てきておりませんが、前回の骨子（案）では、解説で消費税に関する内容を書いておりました。具体的には、発注者はスタッフ又は実演家に対して、消費税の転嫁拒否をしないようにする必要がありますという記載と、これに関連して消費税とインボイスに関するものを参考の主な関係法令・ガイドライン等に記載しておりました。この点について、前回、大和委員と寺田委員から、記載ぶりについては、今の時点ではよいが、インボイスとの関係を考えると課税事業者になれというような推奨をされているように取られかねない、誤解を与える可能性があるのではないかという御意見がありました。そこで、委員からの御意見、また、消費税の転嫁拒否に関する特別措置法が昨年3月31日で失効していることも踏まえ、削除しております。

次に、スタッフの5ページと実践家の16ページを御覧ください。不可抗力のところです。こちらについては前回の検討会議で様々な御意見があり、案の1、案の2のどちらか一方の案には決まらずに、引き続き検討となったところです。条文に関する御意見としては、案の1の第1項のただし書について請負と考えた場合に、この書きぶりでいいのかという御意見、第1項と第2項の関係が分かりづらいのではないかなどの御意見がありました。

そこで、まず第1項と第2項の関係性の明確化については、案の3を追記しております。案の3の第1項は、案の1の第1項と同じです。第2項については発注者とスタッフ又は実演家が報酬の支払いの要否、その額について様々な事情を勘案し、決定した場合には、前項の規定は適用しないとして、第1項が原則的なものであるということを明確にできるのではないかと考えております。

請負のケースについては、解説の上から4つ目の黒丸の後段に、なお書きで、請負契約の場合について記載することで整理してはどうかと考えております。また、スタッフの6ページと実演家の17ページ、参考の主な関係法令・ガイドライン等の一番下に、新型コロナの感染拡大に伴う発注の取消し等に係る下請法の考え方を追記しております。

スタッフの7ページと実演家の18ページを御覧ください。安全・衛生のひな型例の中は特に修正しておりません。

スタッフの9ページと実演家の20ページを御覧ください。権利のところです。こちらについては、担当課からの意見もあり、表現の適正化の観点から細かい文言等を修正しておりますが、追加している点としては、利用許諾の場合の第1項で、スタッフでは（4）、実演家では（3）になりますが、放送同時配信について（イ）として追記しております。また、その下、第2項として、許諾された以外の利用に関する協議の規定も記載しておいたほうがいいのではという指摘もあり、追加しております。

次に、真ん中から下の権利譲渡の場合の第1項についてですが、前回の骨子（案）では、第1項の「著作権」という文言の後に括弧を開いて、著作権法第27条及び第28条の権利を含むとしておりました。実務的には、こういう書き方が多いと思いますが、著作権法の趣旨からすると、権利者保護という観点に立てば、ひな型例には入れずに、解説で触れる形にしてはどうかという指摘が中であります。ひな型例から削除し、解説の上から5つ目の黒丸に追記するという形で修正しております。この後の契約内容の変更については、特段、修正はございません。

長くなりましたが、私からの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【鎌田座長】 ありがとうございました。

それでは、前回の検討会議では、取りまとめの骨子（案）について、皆さんから様々な御意見をいただき、御議論いただきました。Ⅲの改善の方向性、Ⅳの契約において明確にすべき事項、契約書のひな型及び解説について、大筋の方向性については御了解いただいたので

はないかと感じているところであります。

本日は、前回の検討会議での委員の皆様からの御意見を踏まえての修正、そして、骨子(案)でお示ししていなかった部分も含めて追記した取りまとめ(案)についての御議論をいただければと考えております。それでは、全体のボリュームも多くありますので、3つに分けて御意見をいただきたいと考えております。まずは、ガイドラインのⅠはじめに、から、Ⅲ課題を踏まえた改善の方向性の部分について、資料の3ページ目から4ページ目にかかってですが、委員の皆様からの御意見をいただければと思います。御意見ある方は、手を挙げる機能で手を挙げていただくか、画面でこういうふうに手を挙げていただければよろしいかと思います。では、よろしくお願ひいたします。

塚口委員、どうぞ。お願いします。

【塚口委員】 ありがとうございます。最初の段落ということで、Ⅰはじめにのガイドライン策定の背景についてのところですけれども、最初のパラグラフのところで、文化芸術の意義あるいは、価値というところをお示しいただいていると思いますが、文化芸術の価値についてというのは様々なところでこれまで多く議論されているところだと認識しております。

今回の、ガイドライン及びひな型というのは、文化庁が主体となって発信し、文化芸術に携わっている人たちが受け取るものということを踏まえまして、どういった文言かというときに、「グローバルな競争の中で新たな付加価値を創出していくための世界に誇る最大の資産であり、未来に向けて着実に実現しよう」という記載よりも、文化芸術基本法の前文で、公式に定義されている文言というのを取り上げたほうがより受け手にとって伝わりやすいのではないかと考え提案いたします。

基本法の前文について、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」。そういうことを踏まえて、未来に向け着実に維持継承しつつ、発展成長させていくべきものであるという表現がよろしいのではないかと考え、御提案させていただきます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

【塚口委員】 すみません。あと、もう1点あるのですが、よろしいですか。

【鎌田座長】 どうぞ。お願いします。

【塚口委員】 2のガイドラインの目的で、4行目のところに、「ひいてはプロフェッショ

ナルの確立を目指し」という表現があると思うんですが、これは骨子（案）でも違う段落のところで、「プロフェッショナル」という言葉が出てきていたとは思うんですけども、プロフェッショナルという言葉の定義が曖昧というのが今の段階で気になっているところでございます。ここがもし、この「プロフェッショナルの確立を目指し」という部分がなくても、目的の文章は成立するのではないかと思い、この部分はなくてもよいのではないかと思っております。

以上です。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。今の塚口委員の御提案について何か御意見ございますか。いかがでしょうか。田栗委員、どうぞ。

**【田栗委員】** 今の塚口さんの御意見、なるほどと感心いたしまして、賛成です。冒頭の「グローバルな競争の中で」というのは、今いろいろな文化戦略上の必要なフレーズかなというのは理解できるんですけども、受け手はあくまでもフリーランスのアーティストが中心になりますので、そうすると、日常的に現場でやっているアーティストサイドからすると、これをいきなり契約の適正化のところで持ってこられてもぴんとこないよう思います。

それで、今、塚口さんがおっしゃったように、法律の文言から直接引っ張ってくれば、いろいろな理由づけとしてうまくいくと思いますので、基本的に賛成いたします。

以上です。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。

この点に関しまして、ほかにございますか。長澤委員、どうぞ。お願いします。

**【長澤委員】** 長澤です。先ほどの塚口委員の2点目、「プロフェッショナルの確立を目指し」という点についてですけれども、私は、これは残したほうがいいのではないかと考えています。なぜかと申しますと、今回のガイドラインというのは、文化芸術を一つの事業活動、取引と見て、その適正化を図っていくということが主眼にありますので、やはり事業活動、取引としての文化芸術の位置づけという観点で、その意味で、やはり収益を得るという意味でのプロフェッショナルを確立するということは明記する意義があるのではないかと考えるからです。

以上です。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。

前田委員、お願いいたします。

【前田委員】 私は、先ほどのお話の1点目の点でございますけれども、グローバルな競争の中で新たな付加価値を創出していくということも非常に重要なことですので、この点を全くなくしてしまうのはいかがなものかと思います。したがいまして、先ほど御指摘いたしました文化芸術基本法の文言をベースとした記載と、それから、グローバルな競争に触れた現在の記述とを両方記載していただくのがよろしいのではないかと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

ほかに。佐藤委員、どうぞ。お願いします。

【佐藤委員】 1つ目の指摘の点ですけども、私も前田先生に賛成でございまして、グローバルな競争の中で新たな付加価値を創出する。これを残しつつ、塚口委員がおっしゃっていただいた点を入れる形がいいのではないかと思っています。

理由としましては、優位性がある事業者側に、グローバルな競争の中で新しい付加価値を創出するためにこそ、今回のガイドラインをしっかりと遵守して欲しいというところがありますので、その点は残したほうが私はいいのかなと思っています。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。特にこの点については御意見がないようで、私も前田委員がおっしゃったことでいいのかなという感じであります。つまり、両方記載する。ですから、条文の法律の前文をここに盛り込むような形でいくと。それから、プロフェッショナルの件ですが、これについては少し検討させていただきたいと思っておりますが、私自身としては、言葉の意味については、確かにどう定義するかというのは難しいところがあるとは思いますけども、あえて削除するまでもないかなというのが私の感じであります。ただ、検討させていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。これ以外の部分でも結構です。いかがでしょうか。

塚口委員、どうぞお願いいたします。

【塚口委員】 ばらばらと申し訳ございません。1点、これは明確なご提案がないのですが、ガイドラインの対象とする契約関係の部分ですけれども、文化芸術基本法の第16条の芸術家ということで注釈が書かれていますが、ガイドラインを読み進めていくと、「公演」であったり、「映像」であったり、実演芸術の契約関係の話にどんどん展開されていくので、対象のところで大きく定義づけられたものが、例えば要望書もありましたが、出版や美術を

やられている方々にとって、これが自分たちの業界で当てはまるのかという疑問というか、不安が出てくると思います。

そこで、3の対象とする契約関係の定義を大きく広げるのではなく、今回は実演芸術の分野に関する契約等について検討していますという狭めた記載にするというのはいかがでしょうかという御提案です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。これについて、皆さん御意見ございますでしょうか。大和委員、どうぞお願ひいたします。

【大和委員】 今までの3つの点について、併記のことについては私も賛成で、両方書いたほうがいいだろうということと、プロフェッショナルの確立の部分については、私もずっと言い続けたことであって、プロフェッショナルはちゃんと存在しているので、こここの書きぶりですね。「確立」というのではなくて、鎌田さんがおっしゃったように書き方をもう少し工夫していただいたほうがいいのかなというのがあると思います。

そして契約関係の範囲の話も、私は、塚口さんのおっしゃったことには賛成で、いろいろ意見が出てますし、ほかの分野のアーティストが自分たちと関係ないと思われてはいけないので、今回は実演家・スタッフ等を中心に考えたけども、これを活用するとか、文化庁として今後の姿勢ですね。どこまで広げるつもりがあるのかという関わりが、アニメーターとか美術家、そこら辺の分野を特別に検討する必要があるのかどうか、していくのかどうか若干補足していただいたほうがいいのかなと思います。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

ありがとうございます。非常に重要な御提案だと思います。まず、今、御提案いただいた部分について、事務局で対象とする契約関係ということで、このようにお書きになっている趣旨というのは分かるんですが、もう一度、中山さん、説明していただけますでしょうか。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。対象については、第1回の検討会議のときに、文化芸術基本法第16条の芸術家等として幅広く対象にしていくことを御提案し、それでこれまで進めてきたというところがまず一つあります。また、具体的な契約書のひな型等をつくるに当たっては、その中でも、実演家とスタッフについてつくるという立てつけで進めてきたこともあります。そこで、本体で基本的な考え方をお示ししまして、依頼を受けて文化芸術に関する業務に携わる者を幅広く含められる立てつけにしております。

【鎌田座長】 「幅広く」ということでお書きになっているということは分かるんですが、

塚口委員から御指摘いただいたように、さらに出版関係の様々なフリーランスの方など、もう少し広がりがあるのではないか。塚口委員の御趣旨としては、恐らくここですぐ新しいものも全部含めて書けというのではなくて、そういった広がりがある中で、ここで対象を絞つて記述しているんですよということがニュアンスとして伝わるような修文をしたらどうかという、そういう御趣旨と私は理解しているんですが、その辺は書きぶりの問題にもなるんだけど、塚口委員、そういった御趣旨でおっしゃったのかなと私は理解していますけど、いかがですか。

【塚口委員】 そのとおりです。ありがとうございます。

【中山基盤強化室専門官】 すみません。芸術家等ということで、本体では、契約において明確にすべき基本的な項目や考え方などについては、スタッフや実演家に限らず、依頼を受けて業務を行う人、例えば、イラストを書く人も入ってくるでしょうし、アニメーターも含まれてくる、制作する人という観点でも含まれてくると思いますので、そこは幅広に含めたほうがいいのではないかと、私としてはそういう思いで書いております。スタッフと実演家に限定しますとするかどうかはもう少し御議論いただいたほうがいいのかなと思います。

【鎌田座長】 事務局の趣旨としてもかなり幅広に書いているので、塚口さんがおっしゃっているようなことも含み込み得るような定義に既になっているので、あえて限定していますと書くと、さらに狭くなるのではないかと、そういう趣旨ですね。

【中山基盤強化室専門官】 そういう趣旨です。

【鎌田座長】 塚口さん、そういう趣旨だということで、どうですか。

【塚口委員】 すみません。そのように読み取れなかつたんですけれども、私の理解不足かもしれないです。本文とひな型の冒頭に記載していることと違うということですか。例えばガイドラインの対象があつて、その後に契約上の課題や問題が続きますけれども、課題の記載内容でも、公演、番組、映画等の制作者や主催者であるというようなところの具体例であり、美術で、例えば展覧会で出展しているとか、文化財も入りますよね。そういった文化芸術基本法の第16条に定義された分野の方々にとって、我々の課題は認識されていないのではないかというふうに思われるのではないかと思っています。大きな書きぶりで、その中に含まれる方達の気持ちに寄り添えるかというのは、私は自信がないです。

【鎌田座長】 中山さん、幅広な書きぶりになっているというのは、どの部分を指して、そういうふうにおっしゃっているんですか。今、3ページ目で、3のところで書いてているのは、かなり明確な形で書いていますよね。文化芸術基本法16条の芸術家等となっていて、「幅広」

というのはどういうふうな表現、文言でそういうふうにおっしゃったのか。

【中山基盤強化室専門官】 「幅広」というのは、3ページの下に脚注で入れておりますが、文化芸術基本法第16条の芸術家等には様々な方々が含まれています。このような方々の中で、個人で活動する方々で事業者等から発注を受けて文化芸術に関する業務を行う人を対象にしていますので、幅広にと言いました。

【鎌田座長】 塚口さんがおっしゃった、出版、メディアなどでのフリーランスで活動されている方というのは、16条の定義の中に入っているという認識ですか。

【中山基盤強化室専門官】 そうですね。分野については、法律上は別のところで規定されておりまして、16条は分野というよりは、こういうことを行う人を規定していますので、アニメーターのようなクリエーターの方々もこの中に含まれると考えています。

【鎌田座長】 言葉の問題、概念ですけども、塚口さん、そういうのが含まれているということが文化庁としての解釈だということですけど、いかがですか。

【塚口委員】 含まれているということは分かりましたが、含まれている大きな幅広の方々がその後のガイドラインやひな型の展開についていけないことに関しては、それはついていくべきであるということでしょうか。さっき大和さんもおっしゃっていたように、今後の展開として出版であったり、アニメーターや美術家であったりという方が対象のガイドラインも策定していく予定なのか。取りあえずこれはこれで、これを包括的なものとして、あとは各事業者、分野でつくっていきましょうということなのかというところです。

【鎌田座長】 なるほど。芦野先生、これに関連してですか。

【芦野委員】 はい。

【鎌田座長】 どうぞ。

【芦野委員】 今、少し議論が混在しているところがあるのかなという気がするのですが。ガイドラインとしては包括的なものが示されていて、しかしながら、ひな型として2つしかないのではないかというところなのかなと思うのです。つまり、ひな型が2つしかないと、ほかの分野の方、ひな型がない分野の方たちは、私たちは今回、このガイドラインに含まれないと思われないかと。そうだとした場合に、今後、では、例えばこのようなひな型が新しく出てくるのか、文化庁は私たちのほうもちゃんとフォローしてくれるのだろうかと不安になってしまふのではないかということだと思います。

ですので、3ページの3のところでは、確かに包括的で様々な方が含まれるということは示されている。今回ひな型について限定したのは何か理由があるとか、そういうところを少し

示されると、ひな型の前にでも示されるといいのではないかなと思うのですが。

【鎌田座長】 ありがとうございます。このガイドライン、ひな型については、今言いましたように、実演家の方とスタッフの方という形で書かれていて、塚口さんがおっしゃったのは、それ以外の職種といいますか、そういう人たちに対してのガイドラインの対応というものをどう考えるのかという問題意識ですかね。

【塚口委員】 そうです。

【鎌田座長】 事務局、どうぞ。

【中山基盤強化室専門官】 契約の書面化の推進や取引の適正化という大きな方向性については、様々な職種や分野の方々を含めて、しっかりとしていくところであり、この辺は共通するものと思っています。そういう意味でも幅広いターゲットとしています。その中でも、今回の検討会議でひな型等を検討するに当たっては、スタッフと実演家とすることを第1回の検討会議でお示ししております、この流れで進めてきております。

では、これ以降、他のひな型をつくらないのかという話もありますけれども、こちらについては、今、何か決まっていることはありませんが、我々としては、まず今回の提言をいただいて、それを普及啓発していく、実効性の確保のための取組を進めていく必要があると思っております。様々な取組を行っていく中で、課題として出てきたときには、必要に応じて検討していく必要があると思いますが、まずは第一歩を踏み出したところでありますので、まずこれを普及啓発していきたいと思っています。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

寺田委員、どうぞお願いいいたします。

【寺田委員】 次のところで発言するつもりだったんですけども、そもそも論的に言うと、塚口さんが言っていることも非常によく分かるんですが、では、このひな型そのものが本当に我々技術スタッフに使えるのかと。このままではとても使えないんですよね。恐らくここにいらっしゃる方はこのひな型を見て理解できるんでしょうけど、恐らく普通のフリーランスの方がこれを見て、何のこっちゃ分からないと思いますし、文化芸術基本法と言ったところで、それ、誰が知っています?というところだと思います。ここから先、正直、こういう大枠の文化庁が出したものに基づいて、これから我々がそういう方でも分かるようひな型を再度アレンジしていくかなきやいけないんですね。じゃないと、とてもじゃないけど、普及していかない。

という中で、これから先のところが重要なのかなと。多分どこまで行ってもあぶれてしまう人たちは出てきてしまうと思うんです。僕らの中でも、技術スタッフの中で、例えばアートのほうをやっている人たちがいますけど、僕もそういう人たちを相手にしなきやいけないんですね。でも、それはそれで、多分僕らが考えなきやいけなくなってくるんだろうと。

僕たちのお願いとしては、そこら辺を文化庁が引き続きバックアップしてくださいねというのは、これはマストなんですよね。いきなりこの後、全部お願いしますねと言われてしまうと、できないので、正直、我々技術スタッフの場合は何でもやるんですね。別に実演芸術だけではないので、今、表に入っているものは全て我々のテリトリーになってくるものですから。なので、こここのところで、あまり幅を狭めるというよりは、狭めることは恐らくできないし、こぼれる人も出てくるから、そのレスキューを今後も我々業界などが一生懸命やっていくので、そこのサポートをきちっとやっていただきたい。

状況によっては、今、大和さんが言ったところだと思いますけど、例えばアートに向けてのガイドラインを今お示しするひな型を基にアレンジしていきましょうかというのをバックアップしていただくとか、私ども技術もこれからやっていきますけど、とてもじゃないけど、我々だけでは、これはどうしようもないで、これを基にして、これからも御助力をいただきたいと、そういうような解決しかないのかなと個人的には思っています。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。大和委員と前田委員が手を挙げておられます。では、前田委員、お願いいたします。

【前田委員】 ありがとうございます。11ページの3のところで、ひな型としては、公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者と個人で活動する芸術家等との契約を対象とするということが示されていて、それ以外の人たちについては、ひな型はお示しできていないということだと思うのですけれども、この段落の最後に、それ以外の芸術家等に関しても、このひな型が参考になるのではないかというような記述を加えるということはどうでしょうか。

確かに、今、寺田委員から御指摘がありましたように、今後は、それ以外の芸術家については別途サポートしていきますよということを書ければいいのでしょうかけれども、先ほど事務局からお話がありましたように、そこがまだ決まっていないというか、今後の方策については、文化庁としてもまだ決められていないということであるならば、今後もサポートし

ていきますとまでは断言できない状況ということになりますので、だとすれば、せめてこのひな型がほかの分野にも参考になるのではないかという記述を付け加えるということが考えられるのではないかなと思いました。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

大和委員、先ほど手を挙げられていたような気がしますが、どうぞお願ひします。

【大和委員】 今の前田さんの話とほぼ同じで、11ページに書くか、ひな型のどこかに、検討の中心が実演芸術だったということを明確にしておいていただければいいのかなと私も思います。11ページがふさわしいのかもしれませんけれども、11ページか、ひな型のほうのどこかに、今のような趣旨を明記するということがあればと思います。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

大変重要なところだと思っております。私としては、現状において、そもそも定義3、ガイドラインで対象とする契約関係で、文化芸術基本法16条の芸術家等というのはかなり幅広であるわけですが、そのことを踏まえた上で、ガイドライン、特にひな型については、11ページのところで、絞っているということあります。

前田委員から、あるいは大和委員からも参考となる、あるいはこれに絞ったという表現があればいいのではないかということで、確かにこれについて対象とするということでよろしいかと思うんですが、参考となるとまで書き込めるかどうかというのはやや自信がないということと、では、検討会議において、今、皆さん、るる御懸念を示されたように、今後、直接このひな型で対象になっていない人たちに対してどうするのかという問題意識だと思うんですが、これについては、文化庁、今ここで決めなさいと言われても、なかなかそうはいかないと思います。

私としては、13ページの最後のところに、おわりにの最後の文章、次のような文章があるんですよね。「最後に、契約関係をはじめ芸術家等をとりまく環境は日々変化していくものである。文化庁においては、引き続き課題を把握しながら、芸術家等が安全・安心して活躍できる環境整備に向けて、契約に関する更なる検討など環境改善のための取組が進められることを期待する」。これは検討会議として、要するに、これで終わりということではないとする表現だと思います。文化庁としてさらに課題を、このガイドラインを踏まえた実行、運用の中で課題をいろいろと調べながら、把握しながら、さらに、この検討を加えていく。

検討会議としてはそれを期待する。こういったことで、言わば、これで終わりではないという認識を示すことになるということなんですが、そういうことでいかがでしょうかということなんすけども、どうでしょうか。

前田委員、どうぞ。

【前田委員】 私は、先ほどの意見を撤回して、鎌田座長に賛成したいと思います。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

事務局、取りあえず文化庁がどう考えているかというのは、中山さんに聞きませんが、検討会議としてはそういう認識だということは重く受け止めていただきたいということで、この文章、私は大切な文章だなと思っているんですが、何か中山さんのはうでコメントありますか。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。最後の文章のところについては、委員の皆様の御意見も重く受け止めていきたいと思います。先ほども少し申し上げましたが、我々としては、まずこのガイドラインを普及啓発していく、その中で様々な取組をこれから講じていく中で課題を把握し、必要に応じて検討を進めていきたいと思っております。

【鎌田座長】 いかがでしょうか。皆さん、何か御意見ございますか。寺田委員、どうぞ。

【寺田委員】 今の先生のお話で僕も納得しますし、中山さんが言ったことも納得はするんですけども、期待されている我々は胃が痛いというところはお含みいただきて、やはり今後ですよね。ここ数年でぼろぼろで出てくる。これが世に出てからが本当に勝負になってくるだろうと思っていて、それを僕らが受け止めていかなければいけないので、そこら辺のところは継続で、御助言いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【鎌田座長】 はい。それでは、よろしいでしょうか。議事録もそういう形で残ると思いますので、非常に重く受け止めていただくということで、この検討会議での意思というのは議事録と併せてある程度明確になるのではないかなど私は思っています。

では、そういうようにしたいと思います。

この部分について、ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、また戻っていただいて結構ですが、一旦、次に移りたいと思います。

次に、ガイドラインの4、取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項の部分。資料の6ページから11ページ、それから、別添のひな型例及び解説案について、委員の皆様からの御意見等いただければと思います。これについて、皆様、御意見をいただければと思います。どうぞ。

寺田委員、どうぞ。

【寺田委員】 すみません。ちょっと戻る議論になってしまふかもしれないんですけど、これは頭から読めば分かるんでしょうけど、最初から読まない人もいると思うんですよね。その中で、この「芸術家等」という言葉だけだと、正直、「これ、技術スタッフも入っているの？」とそもそも論に戻っていってしまったりするところもあって、3ページのところの「芸術家等」とは誰のこと?が、素人さんには分かりにくいのかなというところがあって、この「芸術家等」は何を指すのかというのがイコール第16条に示しているものですよみたいなことをはっきり書いたら、これはまずいものなんでしょうかという質問です。

以上です。

【鎌田座長】 戻りますけども、3ページのガイドラインの対象とする契約関係のところの2行目の「文化芸術基本法第16条の芸術家等」という表現だけでは、スタッフさんたちは分かりにくいのではと。

【寺田委員】 こここのページを読む分には、これも芸術家等が、下の(芸術家等の養成及び確保)という法律条文になっているから、分かるといえば分かるんですけど。特に6ページとか7ページから先に読み始めると、「芸術家等」だけだと、どうしても技術スタッフが入っていないような気がしてしまっただけなんんですけど、考え過ぎですか。ごめんなさい。

【鎌田座長】 ひな型のほうははっきり出ているんですけどね。

【寺田委員】 そうですよね。頭のところに入っていますものね。

【鎌田座長】 分かりやすい表現をという意味では分かるんですけど、では、分かりやすい表現として、碎いた書き方としてスタッフだけ書けばいいのか、そうすると、もっといろいろな人たちも入れるのかという、やや際限のない話になってきて。いや、私の感じですけど。その辺のところは、寺田委員の御趣旨はよく分かるんですが、さて、どういうふうにしたほうがいいのかなという。

【寺田委員】 そうですね。私も実は出口がなく話してしまっているところがあるので、この芸術家等というのは、個人で活動する技術スタッフの方々も芸術家等と言いますよというニュアンスでいいんですよね。

【鎌田座長】 中山さん、どうですか。突然振って申し訳ないです。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。3ページのところですが、「芸術家等」の定義を載せたほうがいいと思い、脚注で記載しています。

【寺田委員】 これは非常に助かるんですよ。全体的に我々がやっている仕事内容について

ても入っているので。僕の理解力の問題なのかもしれません。一瞬分からなかつたので。そういうことであれば全然問題はないです。

【中山基盤強化室専門官】 この芸術家等というところに、いわゆるスタッフの方々も入ってくる。

【寺田委員】 そうですね。それから、隣の文化施設の管理及び運営というのも、これも私どもの仕事なので、なので、技術スタッフは全てこれに、対象になりますよというニュアンスで合っていますよね。

【中山基盤強化室専門官】 そうですね。はい。

【寺田委員】 大丈夫です。了解です。すみませんでした。

【鎌田座長】 寺田さん、大丈夫ですか。

【寺田委員】 すみません。大丈夫です。理解しました。

【鎌田座長】 ここに書かれていることが、例えば、実演家の方とかスタッフさんが読んで分かりやすいかというと、それは確かに難しいかなというのが私の第一感です。ただ、それは今後、運用といいますか、教育とか様々な形で、かみ砕いて説明するということがまさに実効性確保のところで最も重要なところかなと思っております。ですから、本当に一般の方もさることながら、ベテランの方でも、恐らくここに書かれていることはそういうことなんだと、すとんと、すぐに理解されるかというと少し難しいかなというのは私も実感しておりますので、ぜひその辺のところは実効性確保で、今後、文化庁さんが関与しながら、あるいは各団体の方がぜひその辺のところはかみ砕いて、皆さんに分かるようにというふうに、むしろ期待したいと思っておりますが。

【寺田委員】 はい。頑張ります。ありがとうございます。

【鎌田座長】 すみません。ややお願いベースになって申し訳ないんですが。

【寺田委員】 いや、大丈夫です。確認できたので大丈夫です。すとんとしましたので。ありがとうございます。

【鎌田座長】 法律家は割と慣れている文体なのかなというふうに、私の個人的な感じになるんですけど。ただ、これが一般的にどうかと言われると、確かにそれは大変かなという感じはしておりますけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

【寺田委員】 ありがとうございます。

【鎌田座長】 ほかにございますでしょうか。いろいろとあるかと思いますが。大和委員、どうぞお願いします。

**【大和委員】** 本文の内容のところですが、まず不可抗力の点、3案が示されていて、これが出てきたということは、今後パブリックコメントに出すとき、第3案に絞って出すという方向でよろしいのかどうか。これはこのまま出されることになるのか、この間の議論を踏まえて、第3案は大分整理されてきているんだろうと思って、ほかの先生方の御意見も伺ったほうがいいのかなということと、あと、権利についてのところで、著作者人格権や肖像権、パブリシティ権のところの表記ですけれども、これは特に法律の先生方で、「譲渡することができない権利」という明確な書き方を全部にかけているんですけれども、判例とかその他を見て、これはこのままでよろしいのか。

そして、最後の締めのところにある、受注者の名誉を害することのないよう配慮するという書きぶりですが、これは、あってはならないことなので、配慮という言い方でいいんですかね。ここを書くのでしたら、これはやってはいけないことなので、名誉を害することがあってはならないと明確に書いたほうがいいのではないかなど。そこら辺の書きぶりが気になっているところです。これは法律判断も含めて、ぜひ先生方の御意見を伺わせていただければと思います。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。まず不可抗力の案が3つある中で、パブリックコメントの関係でどう考えるのかということありますけども、私としては、案1、案2、案3を全部そのままの状態でパブリックコメントにかけるというのが、私の経験で言うと、あまり見たことがない。ですので、やはり案を絞って、ここで皆さんにお決めいただいて、パブリックコメントでは、この案で、特定した絞った案でパブリックコメントにかけるのがいいのかなと思っております。

あと、権利のところで、今、大和委員がおっしゃったことで、特に法律家の先生方の御意見をいただきたいということでありましたので、何か御意見あればと思います。

前田委員、どうぞお願ひいたします。

**【前田委員】** ありがとうございます。確かにパブリシティ権については、最高裁判決で人格権に由来するとされているけれども、その由来するということの解釈をめぐって、譲渡や相続の対象にはならないという理解が一般的ではあるものの、それについては異論もあるところですので、若干言葉を、何といいますか、断言しないで、ぼやっとさせたほうがいいのかなと思いました。

以上です。

**【鎌田座長】** 前田委員、今、御提案いただいたて、今すぐ具体的な修文の御提案いただく

というのは難しいでしょうが、こういう表現はどうだろうかというようなアイデアがあれば。

【前田委員】 「譲渡できないという意見が多いが」みたいな、何かそういうのでどうでしょうか。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 パブリシティ権につきましては、現状の判例、裁判例を前提にすると、譲渡することができないというのが前提になっていますので、もし、ばやかすのであれば、「現在の判例、裁判例を前提にすると」という前置きを入れればいいのかなと思っております。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

あと、上野委員、どうぞお願ひいたします。

【上野委員】 今、問題になっているのがひな型例9ページの解説のところにある「譲渡できない著作者人格権」という部分、あともう1か所20ページの解説のところにも「譲渡できない実演家人格権及び著作者人格権」とありますけれども、このことだとすれば、著作者人格権と実演家人格権については、59条と101条の2に明文で譲渡することができないという規定がありますので、これはこのままでいいのではないかと思います。

もしパブリシティ権についても譲渡できないと書いてある箇所があるとすれば、それについては検討を要しますけれども、判例も明確には言っていないと思いますし、著作者人格権についても譲渡できるという論文があるぐらいですので、もちろん著作者人格権の放棄はできるという議論はありますけれども、先ほどの部分は現状の記述でいいのではないかなど私は思いますが、見落としているかもしれない御教示いただければと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

福井委員、どうぞお願ひいたします。

【福井委員】 いえ、上野先生に言われてしまいまして、上野先生の意見に私も同感です。よって、現状のままでもいいのかなという議論をするところでした。次に、名誉、声望を害することがない点に関しては、意外と厄介な問題があり、上で、人格権を行使しないとあります。他方、名誉・声望を害すると（著作者人格権の場合は）みなし侵害になる。「配慮」という言い方だと、両者の関係をホワッとまとめられるのかなと思いながら拝見しており

ましたが、この辺はほかの方々の御意見も伺ってみたいところだなと思いました。

最後に、不可抗力の3案についてですが、もしどれか選ぶということであるならば、私は案の3がしっくりくるような気がしました。つまり、案の3であれば、別途の合意を当事者が行ったときには2項が適用される。でも、別途の合意を当事者が行わないときには1項で、割合に応じた支払いとなるというふうに、言わば抜け漏れがない記載になっているという気がします。

それに対して、案の1は、以前も意見を申し上げたんですけれども、1項と2項の関係が自分が最初見たとき、はつきりしなかったんですね。ですから、そういうふうに迷ってしまう方がいるかもしれない。また、案の2に関して言うと、協議で決定できないときの扱いが多分記載ないのかな。ですから、協議で決定できなかつたらどうなるんだい？という疑問を残してしまうのではないかなと思いました。

そうすると、どうせ一つの参考例にしかすぎないということを考えると、案の3を自分は押したいと思った次第です。

私からは以上です。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。

少し私のほうで議題を整理して、まず権利義務のところで、今、御意見が何人かの先生から出ているんですけども、譲渡に関わることについては、これでいいのではないかということと、それから、現状において、判例、学説等においてはこうなんだということで、やや説明文をつけるということであったわけですからね、どうですかね。

私としては、この文章で特に決定的におかしいということでなければ、この文章でいいのかなという感じがするんですけども。それから、もう一つ、名誉を害することが、害してはならないとするのか、配慮することが求められているのか。これは皆さんの御意見いただぐか。どうでしょうか。

大和委員、名誉を害してはならないと。契約のひな型で、やや強いニュアンスを感じるんですけど、どうですかね。

**【大和委員】** 先ほど私が指摘したのは、9ページのガイドラインで単語が並んでいることが問題あるということと、ひな型のほうは違う書き方をされていると思うんですけど。それと、ここではやはり著作者人格権、実演家人格権は主に、名誉・声望を害することをしてはいけないわけですよ。本来的に、そういうようなことをしてはいけないという倫理的な問題もあるので、これは配慮ということはどういうことかなと思って。それと、肖像権、パブ

リシティ権でちょっとニュアンスが違うんですよね。そこら辺の並びをここで一緒くたに書いていいのかどうかという思いです。

【鎌田座長】 皆さん、いかがでしょうか。なかなか難しいところですけども。難しいと  
いうか、大和先生には別に難しくない、当たり前のことだと思うんですけど。

福井委員、どうぞお願ひします。

【福井委員】 まず1点、先ほどの譲渡することができないという問題。すみません。論  
点についていけてなくて、別添のほうばかり見ていました。あちらでは、著作者人格権、  
実演家人格権に「譲渡することができない」がかかっていたので、いいじゃないかと思った  
んですが、こちらの9ページだと、パブリシティ権を譲渡することができない。これは明記  
する必要あるのかなというのが新たな意見ということになります。

人格権に由来とはいっても、財産権的側面があることは疑いないわけであり、我々の報告  
書で譲渡することができないとパブリシティ権について明言する材料はそろっていないん  
じやないですかね。

また、これを明記しなくても、別に結論は変わらないんだから、例えば「譲渡する  
ことができない著作者人格権や実演家人格権、あるいは肖像権、パブリシティ権のような人格的権  
利の取扱いについて」とか、そういうふうに「譲渡できない」をうまく外してしまう手はある  
のではないかなと思いました。これもまた見落としがあるかもしれませんので、ほかの皆  
さんの御意見を伺えればと思います。

それから、さっきの不行使の条項に関してうまく伝わらなかったかもしれないで、もう  
一度申し上げると、権利譲渡の場合は、不行使の特約は一応取り付けるわけですよね。その  
場合、著作者人格権を行使しないという約束を、例えばスタッフさんなどはしていること  
になる。他方で、名誉・声望を害する行為というのは、みなし侵害で、人格権の侵害とみなす  
わけですよね。そうすると、その両者が並列になっていることは、特に気持ち悪くはないで  
すかね。ないということだったら、大和さんがおっしゃるように、もう言い切ってしまうと  
いうのも一つあるのかな。

つまり、それは人格権の侵害だけど、行使しないと読めてしまうんだけど、何なの?とい  
うところが自分は引っかかったんですね。あるいは、もちろん幾つかの解釈はあり得て、人  
格権としての行使はしないんだが、それは契約違反としての行使があり得るんだという整  
理も一つあるだろうし、あるいは、いやいや、名誉・声望を害するものについては、人格権  
を行使していいよという意味でこれは読むんだよという解釈もあるだろうし、どうなのか

なと思ったので、さっきふわっとした配慮にしておくのもいいかもしませんねと申し上げたんです。その点の整理が特についているということであれば、私からあえて申し上げることではないですが。

以上となります。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

上野委員、どうぞお願ひいたします。

【上野委員】 今の福井先生と同じなんんですけど、私は先ほど、確かに別添のひな型の9ページについて、このままの記述でいいのではないかと申し上げましたけれども、本体の9ページのところでは、確かに「著作者人格権や実演家人格権、肖像権、パブリシティ権のような譲渡をすることができない権利」と書かれていますので、ここにつきましては、すぐ後に「権利行使をしない」といった記述もありますので、例えば「譲渡することができない」という文言を削除するだけでもいいのかなと思います。

といいますのも、去年、著作権法学会でパブリシティ権に関するシンポジウムがありまして、来週には、その学会誌が発行されますけれども、そこではパブリシティ権について一定の譲渡を認めるという見解も議論されておりまして、最高裁判決を前提としてもそういう見解がないわけではないわけですので、もちろん最高裁判決を普通に読めば、パブリシティ権が人格権に由来する権利とされる以上、佐藤先生がさっきおっしゃったように譲渡できないと解することになるんだと思いますけど、人格権というものの自体、一定の譲渡ができるという東京大学の米村滋人先生の御論文もあるところであります。そういったややこしい問題もありますから、あまり細かく断定的に書くよりは、「譲渡することができない」という文言を削除して、つまり、「パブリシティ権のような権利の取扱いについても……権利行使をしないこととする」とか、そういう書き方でもいいのかなと思いました。

また、実演家人格権としての同一性保持権というのは、名誉・声望を害することという要件が定められているんですけども、名誉・声望を害する行為一般に対応できるという権利ではなくて、あくまで、この90条3に基づく実演家人格権としての同一性保持権というのは、実演が改変されたときに限って、その改変が名誉・声望を害するような場合だけを対象としたものなので、それで実演家の名誉声望の保護として足りるのかどうかというのは検討を要するのかなと感じた次第でございます。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞお願ひいたします。

【佐藤委員】 パブリシティ権のところについては、実情として、実演家側にとって、かなりセンシティブにいろいろ契約交渉の中で出てくることもございますので、現状の判例、裁判例を前提にして、私は、「譲渡することができない権利」ということは、実演家の権利保護のためには、是非とも入れていただきたいとは思っております。後半につきましては、私は、名誉・声望のところは言い切っていいのかとは思っています。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。まず名誉・声望を害してはならないと言い切っても大丈夫ではないかということで御意見があったので。私はちょっときついかなと思ったんですけど、先生方の御意見を聞いて、それで、特に実務に詳しい先生方、そういうことでということであれば、私もそれに賛成いたします。

あと、パブリシティ権のことについての取扱い、私は、詳しいことはよく分からないので、論点についていっていないんですけども、どういうふうな取扱いをすればいいのかというのがよく分からぬので、ほかの先生方、何かいい案、ございますでしょうか。

佐藤委員のほうが速かったかな。佐藤委員と上野委員が今、手を挙げていただいているんですが。

【佐藤委員】 私の問題意識を共有しておきたいと思い、手を挙げさせていただきました。問題意識としましては、出演契約において、発注者側に対して、実演家のパブリシティ権を譲渡すると書かれている場合がよくあります。仮に、譲渡してしまいますと、実演家の実名も含めて芸名も発注者側に譲渡してしまいかねなくなってしまい、実演家の方々にとって非常に厄介な条項として残ってしまいます。私は、現在、実演家側の弁護士として、実演家側のパブリシティ権に関する裁判例を獲得したり、争っていることがあります。現状、裁判所の考えとしては、パブリシティ権は譲渡できないという考え方でございますので、前提として現在の判例、裁判例を前提にするというところを置きながら、譲渡することができないというのは是非とも入れていただきたいなとは思っています。

以上です。

【鎌田座長】 はい。上野委員、どうでしょうか。

【上野委員】 私も佐藤先生の問題意識は心から大変共有しておりますし、実際にもそのように運用されることが望ましいと思うんですけども、他方で、福井先生がおっしゃるように、パブリシティ権を譲渡することができない権利とここに書いていいのかというのは

気になるところで、たとえ冒頭に「判例によると」と書いたとしても、そのように言い切つていいかどうかということにもし御懸念があるとするならば、一つの考え方としては、例えば、この「譲渡することができない」という部分は現状のまま残しながら、その後に「とされる」を入れて「譲渡することができないとされる権利の取扱い」というふうにすると、少し断定を避けたようになるかと思いますので、一つの案になるかなと思いました。ただ、もっといわいアイデアが多分あると思いますので、いろいろ御意見いただければと思います。

以上でございます。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。私は今、上野委員がおっしゃった、やや妥協的なというか、折衷的な案でいいのかなという感じもしているんですが、佐藤委員、何か。福井委員、どうぞお願ひします。

**【福井委員】** この問題に関しては、佐藤委員がかなり知見がおありのようですので、パブリシティ権は譲渡することができないということで、判例通説がそこまで堅いかどうか。次回にかけて資料を佐藤委員から提出いただき、ああ、これは確実だねということであれば、その言葉、上野委員がおっしゃっていただいたような示唆も含めて入れるということでおろしいのではないかでしょうか。

ことは、法的解釈の問題ですので、政治の問題であってはいけませんので、そこまで判例通説が堅いということを確認した上で入れればよいのではないかと思います。これが私の意見です。

それから、先ほどの人格権の不行使に関しては、私は一応質問したつもりですので、鎌田先生から結論をお答えをいただいたと思いますが、理由も教えていただければと思います。

これを仮に、名誉・声望を害しないと書いた場合、それは人格権は行使しないけれども、例えば著作者人格権の場合、名誉・声望を害する場合には、人格権を行使できるという解釈で鎌田先生は今おっしゃったんですか。それとも、人格権は行使しないんだと。ただ、名誉・声望を害すると、それは契約違反になるんだという解釈でおっしゃったんでしょうか。それが分からないと意見の申し上げようがありませんので、教えていただければと思います。

**【鎌田座長】** どうもありがとうございます。私自身の頭の中の整理がついていないので申し訳ないのですが、私は名誉毀損を害した場合には、人格権を行使するのかなと何となく思っていましたですから、契約違反というよりはそういうつもりで理解しておりました。ちょっとおかしいかもしませんけども。

**【福井委員】** であれば、名誉・声望を害する場合はこの限りではないと書くと、その趣

旨ははっきりします。

【鎌田座長】 そうですね。その辺のところは、私は学説あるいは判例をちゃんと押さえていないものですから、皆さんのお伺いを聞いて決めたいと思っているんですけども。

あと、もう一つ、今、福井委員から、ことは法的問題、判例、学説の理解に関わるので、ここはそれが分かった、それを調べて調査した上で決定すればいいのではないかという御示唆いただいて、私もそう思うんですが、ただ、パブリックコメントにかけるものを今日決めたいと思っているんですよね。ですので、先ほど、私は折衷的な案で、上野委員のアドバイスをいただきながら、できないとされるというところでパブリックコメントをかけて、さらに、その後にまたパブコメを受けて、議論する機会もあると思いますので、取りあえずはこういう形で議論したらどうかな、パブコメをかけたらどうかなと思っておりましたが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 私は上野委員の意見に賛成でございます。調査することに対しても、私が調査するかどうかはともかくとして、今後、パブリックコメントの後に調査することに対しても私は問題ございません。

以上です。

【福井委員】 鎌田先生、パブリックコメント以前に、簡単に解決がつくと思いますから、佐藤先生に資料を出していただければ、それでよいのではないですか。

【鎌田座長】 そうですか。では、それはあれですかね。後で、パブコメをいつの段階で出すのかということにもなるので。

佐藤先生、どうぞ。

【佐藤委員】 これは私が調査するかということに対しては、もちろん調査しても差し支えないんですけども、これはそもそも前提として、今現在、譲渡することができないということが書かれていますので、それについて反対意見をお持ちの先生方のほうで調査していただいたほうが適切ではないかなと思っています。

以上です。

【中山基盤強化室専門官】 すみません。事務局です。

【鎌田座長】 はい、どうぞ。

【中山基盤強化室専門官】 こちらについてですが、今までの御意見を聞いておりますと、肖像権とパブリシティ権が譲渡できるかどうかというところについては、委員の皆様、すん

なり、すとんと、そうですという形ではないような意見が多いと私としては感じているところです。これを文書として残すのであれば、そこははっきりした内容を書いておいたほうがいいと思っております。事務局から差し出がましいですが、私としては、福井委員、上野委員の意見を参考に、譲渡できないという、この表現は書かない形でお出ししてもいいのではないかと考えたところです。

【鎌田座長】 出さないというのは、これはパブコメにかける……。

【中山基盤強化室専門官】 この「譲渡できない」という文言は見直したほうがいいのかなと話を聞いていて、思ったところです。

【鎌田座長】 佐藤委員、どうぞ。お願ひします。

【佐藤委員】 話を聞いて、「そう思った」ということでは困りますので、しっかりその点については検討した上で、入れるかどうかというところは考えていただきたいと思っております。私としては、「譲渡することができない」というところはしっかりと入れていただきたいという立場でございます。

以上です。

【中山基盤強化室専門官】 裁判例あり、学説ありという中で、これが必ずそうなんだとということをどこまで言えるのかというところは、私としては自信がないということで発言させていただきました。

【鎌田座長】 この問題にかなり時間を使っているんですが、先ほど言いましたように、パブコメをかけて、さらに最終案を完成する会議をもう一度持ちたいと思いますので、今、伺ったところを福井委員はすぐにというようなことで、議論できる、決定できるのではないかということでした。私としては、やや懸念を持っておりまして、ですので、誰が調べるかを含めて、ここ、パブコメに関して言うと、パブリシティ権のような、譲渡することができないとされる権利の取扱いということで、暫定的に案をパブコメにかけて、さらに調査を踏まえて、最終的な会議としての決定案をまとめると、こういうふうにしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【福井委員】 全く不同意です。

【鎌田座長】 不同意ですか。

【福井委員】 ええ。この文案を提案している方がいらっしゃるわけです。「譲渡することができない」と書いていらっしゃるわけです。根拠がはっきりしないという意見が出た。先ほど上野先生からも、学会においてもいろいろな意見があったという御紹介もあった。だ

から、微妙な問題だから、取っても結論は変わらないのではないかと申し上げている。それを入れたいというのであれば、入れたいという方が根拠を示す。そんなことは当たり前のことです。明確であるならば、直ちに根拠を示されればよろしい。私は別にこだわっているわけではないので、根拠がはっきりしているなら「譲渡できない」で全然構いませんよ。はっきりしないところがあるのではないかと思うから申し上げたんです。

【鎌田座長】 さあ、どうしましょうか。私としては、今、申し上げたようなことで、パブリックコメントにかけて、今、福井委員がおっしゃったような法律問題に関わることです。議論を先にしようかなと思っているんですが、福井委員は、今ここで決定するということですか。

【福井委員】 先ほど申し上げたのは、根拠を示していただいて、それで問題がなければ残して、パブコメにかけばいいのではないかと申し上げたつもりでしたけれども。あるいは、そんな短期間で決まらないと思うのであれば、両論を書いてパブリックコメントに出すというのも、あまり格好はよくありませんけれども、あり得るかもしれませんね。

【鎌田座長】 前田委員、どうぞ。

【前田委員】 ありがとうございます。こここの記述は、もともと例示なのですよね。「のような」ということですので、譲渡することができない権利の取扱いについて、権利行使しないこととするなどの確認をしておくことが求められるという文意ですから、「のような」の前のところは例示だと思うのですよね。そうすると、例示の中に、あえて、パブリシティ権を挙げて、議論が混乱するようなことはしなくてもいいのではないかと思います。私としては、あくまで、「のような」という例示なのだから、そこにあえて、パブリシティ権を入れなくてもよく、また、この問題について今回の我々の報告書によって、何か結論をつけるということはしないほうがいいのではないか。そういう意味から、あくまでここは例示だという理解の下で、パブリシティ権について言及しないという選択肢が浮上するのではないかと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今の御意見、パブリシティ権というのは例示なのだから、あえてここに問題となるような「パブリシティ権」という文言を入れずに、削除した形で、パブコメをかけてはどうかという、こういう御意見です。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 その点、実務上、大きく問題になっているところは、実演家の権利保護の

ために、私はそのまま入れるべきだと思います。もっとも、鎌田先生がおっしゃるとおり、「譲渡することができない権利」とされるということであれば、私は問題ないかなと思っています。

もし、仮にそのように、これで何かを決定する、決定しないというところをおっしゃるのであれば、他の権利や条項についても、いろいろと学説等がありますのでその点も全て要検討というところになるのではないかとは思います。

ところで、もし調査をするのであれば、調査したときにそれをどのように誰が判断するかというところも、パブリックコメント前に決定していただけると良いのではないかと思います。

**【中山基盤強化室専門官】** すみません。事務局ですが、これまでの内容を聞かせていただきまして、著作者人格権、実演家人格権については譲渡することができないというところは、皆様、そうだと思われていると思いますが、肖像権とパブリシティ権については、委員の皆様の中で、なかなかしっかりと合意が取れていないところですので、こちらについては、福井先生が先ほど言われたように、著作者人格権や実演家人格権、それは譲渡できない権利だというのはいいのですが、その後に、肖像権やパブリシティ権のような人格権由来の権利についても、表現を変えて、記載しておいたほうが良いと思います。会議の中で、かちつと決まっていなかったところですので、譲渡できないということは書かず削除した上で、そういう表現にしたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

**【鎌田座長】** いや、削除するか、しないかが争点なので、削除しないという意見は……。

**【中山基盤強化室専門官】** ですので、著作者人格権と実演家人格権は譲渡できないということは書きますが、パブリシティ権と肖像権については、人格権由来の権利という表現で残す形にしてはどうかという、そういう提案です。

**【鎌田座長】** もう1回お願ひします。よく分かりませんでした。

**【中山基盤強化室専門官】** すみませんでした。この元の文章は、4つの権利が全て「譲渡することができない」にかかっています。そこを見直しまして、まずは著作者人格権と実演家人格権、これについては譲渡することができない権利、例えば「や」と繋いで、その後、肖像権、パブリシティ権のような人格権由来の権利についてもというような表現で残してはどうかという御提案です。

**【鎌田座長】** なるほど。これについては、今、新たな提案がありましたが、まず、皆さん、どうでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 私が、実演家側の権利保護のために、一番このパブリシティ権の譲渡性の点について、強くこだわっているとは思いますが、事務局の提案には賛成いたします。このまま、いろいろと私がこだわってしまいますと議論が進まないというところもありますし、調査して、その後、どのように皆さんに共有し、決定いただくかというところも、時間を要することだと思いますので、ひとまずパブリックコメントに上げる段階につきましては、事務局の提案というところに私は賛成いたします。もっとも、今後の調査結果を踏まえて、「譲渡できない」と入れてほしいというのは前提として強くあります。

【鎌田座長】 では、事務局の提案は、分けて書くということですね。4つの権利を2つごとに分けて書くといって、あとのはうには譲渡することができないという文言は入らないということですね。はい。

福井委員、どうですか。

【福井委員】 ありがとうございます。もともと私が申し上げたことでしたので、そのようであれば、もちろん異論はございません。

それから、佐藤委員のお気持ちは私も非常によく理解しているつもりです。パブリシティ権についても譲渡することができないという整理は、今後、十分あり得るということは踏まえた上での意見だったということは申し上げておきます。

以上でございます。

【鎌田座長】 分かりました。それでは、今、事務局から提案いただいたようなことで、パブコメにかけたいと思っております。

では、ほかについていかがでしょうか。前田委員、どうぞお願ひします。

【前田委員】 私の意見というより、先ほど福井先生がおっしゃった名誉・声望との関係の結論がどうなったかがまだ明確でなかったような気がいたしますが。

【鎌田座長】 どういうことでしたか。すみません。もう一度御説明いただけますか。

【前田委員】 福井先生からお願ひできますでしょうか。

【福井委員】 やや細かいところに入ってしまって、時間が申し訳ない感じがしますけれども、例えばスタッフのケースで言うと著作者人格権を想定した場合、それを行使しないということを一方では約束している。他方では、名誉・声望を害してはならないと書くと、その名誉・声望を害するような場合は、それは人格権の侵害が復活するという趣旨でしょうか。それとも単に契約違反になるという趣旨でしょうか。「害してはならない」だと、そのところが読んでいて迷いますねということを申し上げました。それに対して、鎌田座長が、そ

れは人格権の行使ができるという意図とおっしゃったので、そうであれば、「名誉・声望を害する場合は、この限りではない」と書いて、行使しないという約束を解除してしまうと、意味は明確になりますねと申し上げました。あくまでも1意見ですので、皆さんのお意見、伺ってみたいところですけれども。

【鎌田座長】 前田委員、ということでいかがですか。これは私が、何となく人格権だと思い込んでいたので、そういうふうなことで言ったんですけど。

【前田委員】 ありがとうございます。私はいつも何か、ふわっとしたらどうかという意見を申し上げてしまうのですが、ここもかなり難しい問題になっていますので、大和委員からの御指摘には反してしまうのですけれども、「配慮するものとする」というのは何となくふわっとしていて、取りあえずこれでパブコメにかけるというのがいいのかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

【鎌田座長】 いや、私も当初そう思ったんですけども、大和委員、どうですか。また振出しに戻ったような話で申し訳ないんですが。

【大和委員】 いえいえ。気持ちとしては当然のことだろうということがあるので、ここ、人格権だと明確に決まっていますので、行使ができないという。だから、一般的に、実演家の立場からすると、こんなこと、あってはいけない話なので、配慮というのは、発注者サイドにこういう言い方というのではないのではないかなどということがありますので、うまく書けないのかなというふうには思いますけどね。もうちょっと受注者サイドの立場に立った書き方がいいのかなと思います。

【鎌田座長】 大和委員が当初おっしゃったようなことだと思います。私は、気持ち、心情的には前田委員の説を取りたいところですが、こだわらず、お気持ちもよく分かるということで、先ほど福井委員がおっしゃったような……。

【中山基盤強化室専門官】 事務局がどういうものを参考にしたかを少ししゃべらせていただければと思います。著作権課で出している著作権契約マニュアルの中に規定の例があり、あくまでも例示ではありますが、名誉・声望を傷つけないように配慮しますという、例があったこともありますて書いております。

【鎌田座長】 それなりの根拠があるということですね。私としては、福井委員がおっしゃった、少し議論を深めたような形での御説明もありましたので、その限りではないという文章で、それでパブコメにかけたらどうかなと思っていますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようなことで、もちろんパブコメが終わった後に、さ

らにパブコメを受けながら御意見を伺いたいと思っております。

あと、時間も大分過ぎてきたので、不可抗力のところですが、案の3についてでいいのではないかという御意見がありました。それから、前回、私は、特に請負に関してはどう考えるんだということで、請負の規定を参考にして、また確かに考えてもいいのかなということで、その部分は解説のところで、請負の場合には民法の規定を踏まえた解説を入れるということで、案の3はできていると思うんですけども、そういったようなことにしてはどうかとは思うんですが、いかがでしょうか。

芦野先生、どうぞ。

【芦野委員】 ありがとうございます。私は、案1でも、案3でもどちらでもいいという気がするのですが、案1は、最近のはやりでしょうか。2020年の民法改正のときにも、このよいうな、「前項の規定にかかわらず、こういうことができる」という表現が3条か4条ぐらい入っておりますので、何となく法律の文言としては、最近こういうのをよく見るなと思い、私自身は、案1でも違和感はなかったのですが、3でも構わないだろうと思います。

解説のところについてですが、ここまで詳しく書くとなると、実は委任にも2種類あるよということを書く必要が出てきてしまうのかなという気もします。今回の民法改正で、履行割合型の委任と成果報酬型の委任と、委任には2つの委任があり得ることが明記され、この解説の文言そのものは恐らく履行割合型の委任を想定しているものである。そして、新しい民法の規定では、委任であったとしても、準委任であったとしても、成果報酬型の場合には、結局は、請負と同様に考えるということなので、そこをどこかに文言として入れればいいと思います。もう少しこの解説のところは工夫があってもいいかなと思います。

あと、これは細かい話になってしまいますが、名詞の場合の「支払い」の「い」は、内閣法制局によれば、要らないということになっております。法律の条文上は、普通、「い」は要らない。今回はひな型ですので、細かく法制局の告知などは気にする必要はないという理解であれば、こだわりはしません。今回はこだわる必要ないという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

【鎌田座長】 私は気づかなかつたのですが、特に問題がなければ、法制局のワーディングでもいいのかなという。そこは後でワーディングについては、御一任いただければと思います。

それから、委任のパターンについても、どこまで細かく書くかというのがなかなか難しい

ので、そこも解説文の書き方についても御一任いただければと思いますが。

【芦野委員】 分かりました。承知しました。いや、もしかしたらパブコメに出したときに、それを指摘される可能性があり得るかなと思ったので、一言何か入れてもいいかなと思った程度ですので、別にこのままで、パブコメに出すことでも構いません。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。前田委員、今、手を挙げていませんでしたか。

【前田委員】 私は、芦野先生の御意見を伺って、なるほどと思いましたので、もちろん最終的には事務局で整理していただければと思いますけれども、成果報酬型の準委任に軽く触れていただくのがいいのではないか。解説のどこかで触れていただくのがいいのではないかと思います。その上で、案の3でパブコメに出すということでいいのではないかと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。それでは、そのように、前田委員のおっしゃるように進めたいと。また、芦野委員がおっしゃるように。

大和委員、どうぞ。すみません。

【大和委員】 問題が変わるもので、最初、鎌田先生が塚口さんの意見を受けてまとめていただいた「最後に」のところですが、分野の検討ということが出されていて、環境改善というところの前に、ぜひ当事者間の契約では解決できないような事態についてのセーフティーネットということもぜひ書いておいていただいたほうが、文化庁の文化政策として今後重要になると思いますので、いくらこの契約が、関係ができても解決できない問題というのがありますので、この点についての言及をぜひ最後に触れていただけるとありがたいと思います。

【鎌田座長】 御意見としてありがとうございます。言葉を文化庁としても相談しながら検討させていただきたいと思います。

時間がもう随分押し迫っておりますので、次の最後のガイドラインの5、適正な契約関係の構築に向けた実効性確保の方策と、「おわりに」の部分。今、大和委員から、「おわりに」の部分について御発言あったんですが、資料の11ページから13ページについて、さらに御意見を伺いたいと思うんですが。

福井委員、どうぞ。

【福井委員】 では、手短に申します。まず全体に関して申し忘れましたけれども、非常

にこの報告書は力作で、また、意見も多く取り入れていただいたことを感謝しております。この中で、本文12ページに、契約に関する教育や研修などの支援の表現があろうかと思います。これは私も当初から申し上げてきましたが、寺田さんも先ほどおっしゃっていたとおり、ひな型をつくるだけで足りるという問題では全くないと思うんです。

むしろ、本当の取組はこれからだと思います。まさに契約を交わせる力を身につけてもらう教育や研修こそが大事ではないかなと。その前提として、現状の把握をいたしましょうよということは当初から申し上げており、事務局も取り組むというお話を伺っていたように思うのですが、これはどうなっているかお伺いできればと思います。

といいますのは、この3月に文化庁さん、獨協大との共同で、諸外国のコロナ禍での文化支援に関する比較調査の報告書を出されました。非常に力のこもったよい御報告で、その中の194ページに、対象とした日本以外の5か国では、文化分野の労働や市場の全容を定期的に把握する国レベルの基礎統計が既にあって、政策立案時にこれが活用できた、そういう国が多かった。日本では、この点の不備が従来から指摘されているということを明記されていらっしゃるんですね。

これはコロナ禍では、まさに大和さんたち、芸団協の御努力で、現場の状況がかなり政策立案の場に持ち込まれたわけですけれども、でも、国レベルでの経常的な全容把握は確かに足りなかった。それが非常に影を落としたんですね。

その意味で、今後、その契約実態とか、あるいは教育、研修の実態把握をどうしていくのか。もうパブコメですから、今するということではないんでしょうけれども、これについてお考えを伺えればと思いました。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

では、事務局で、今、回答の御準備できますか。

【中山基盤強化室専門官】 大学や専門学校等への契約に関する調査について、福井委員から前回も御意見いただいたところです。文化庁で調査を実施しようと思っております。作業が遅れているところではありますが、芸術系の大学や専門学校等において契約等に関する教育が行われているかを調べてみようと思っていますので、準備してできるようになったときには福井委員にも御相談、御協力いただければと思います。

【鎌田座長】 福井委員、よろしいですか。

【福井委員】 御回答ありがとうございます。

【鎌田座長】 あと、ほかにございますか。

ありがとうございます。今日も長時間にわたって御意見いただき、大変ありがとうございます。本日の御意見を参考に、私と事務局で整理して、ガイドライン及びひな型例の修正等していきたいと思います。まだ文言等については、一部、御意見を反映していないところもあるかと思いますので、修正については私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【鎌田座長】 ありがとうございます。

また、修正後、そのものを本検討会議の取りまとめ（案）とすること、その上でパブリックコメントにかけることについて御同意いただけますでしょうか。

ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

議事については以上となります。すみません。もう時間が過ぎているんですが、すみません、1時10分まで延長させていただきたいんですが、議事については以上となります。2、その他として、事務局から、今後の進め方と御説明をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 その前に1点確認をさせていただければと思いますが、先ほどの不可抗力のところについては、案の3をパブコメにかけるということでよろしいでしょうか。

【鎌田座長】 ということでよろしいでしょうか。私はそのようなつもりでまとめたんですが。

【中山基盤強化室専門官】 はい。ありがとうございます。念のための確認でございました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

【中山基盤強化室専門官】 それでは、今後のスケジュール等について説明をさせていただきます。資料3を御覧ください。今後のスケジュールですが、この後、必要な修正をいたしまして、パブリックコメントにかけていきたいと考えております。そして、7月に第6回の検討会を開催し、取りまとめて公表するというスケジュール感で進めていきたいと考えております。パブコメでいただいた御意見については事務局で取りまとめていきますが、鎌田座長と相談しながら、必要に応じて反映していく、その過程で、委員の皆様に個別に御相談させていただく可能性もございますので、その際には御協力をよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。進行についてはそういったことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように進めたいと思います。

本日はどうも時間を超過して申し訳ございません。

それでは、一旦進行を事務局に移します。事務局、どうぞ。

【中山基盤強化室専門官】 本日も活発に御意見いただきまして、ありがとうございます。しっかりしたものができるよう引き続き事務局としても努力していきたいと思います。

次回の日程については、また改めてお知らせさせていただければと思います。

それでは、本日の会議を終了させていただければと思います。皆様、本当にどうもありがとうございました。

【鎌田座長】 本当にありがとうございました。

―― 了 ――